

障害者福祉の手引き (4～6級の身体障害者用)

横須賀市 民生局
福祉こども部 障害福祉課

はじめに

この冊子について

1. 原則として令和6年4月1日時点での情報を掲載しています。制度変更等により、内容が変わっている場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。
2. 所得や障害程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

障害福祉の手引き(電子版)は、横須賀市ホームページでもご覧になれます。
(刊行物「障害者福祉の手引き」)



<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g.info/syougaisyahukusinotebiki.html>

点訳版、音訳版を制作していますので、ご希望の方は点字図書館にご連絡ください。
TEL 046-822-6712

1 相談窓口

1-1 障害福祉課（横須賀市福祉事務所） 市役所 分館 1 階

障害者福祉の中心的役割として、各専門機関と連携を図りながら、生活上のいろいろな相談に応じています。

1-2 障害者相談サポートセンター

相談に応じて適切な専門機関の紹介や事業所の紹介を行います。本人や家族及び支援者の思いを共有したり、役割分担したりするお手伝いを行います。本人・家族・支援者が集まり、話し合うこと（チームアプローチ）を行うことで、よりよい支援につなげることができます。

また、仲間づくりや日中活動の場を提供するセンターもあります。

名称	住所・連絡先	開所日・時間	担当地区
田浦障害者相談サポートセンター	横須賀市田浦町 2-80-1 TEL 046-861-9792 FAX 046-861-9767	月～土 10:00～18:00 【日中活動】：なし	追浜 田浦 逸見
久里浜障害者支援センター ゆんるり	横須賀市久里浜 4-2-4 リバーサイド久里浜 1 階 TEL 046-838-4616 FAX 046-838-4617	月～金、日 9:30～17:30 【日中活動】：あり 9:30～15:30	浦賀 久里浜
衣笠障害者相談サポートセンター 相談室 あすなろ	横須賀市公郷町 2-7-19 TEL 046-853-3415 FAX 046-854-8511	月～土 9:00～17:00 【日中活動】：なし	衣笠
チームブルーよこすか 障害者相談サポートセンター	横須賀市安浦町 1-22-1 安浦 1 丁目アパート 101 TEL 046-874-8407 FAX 046-874-9150 【日中活動】 横須賀市 長沢 1-13-3 2 階 TEL 046-874-6003 FAX 046-874-6003	月～土 9:00～17:00 【日中活動】：あり 10:00～16:00	本庁 大津
ぴーす・とーく 障害者相談サポートセンター	横須賀市武 4-28-1 鈴木ビル 1 階 TEL 046-855-3555 FAX 046-855-3556	月～土 9:00～18:00 【日中活動】：なし	北下浦 西

問い合わせ 障害福祉課 計画係 TEL 046-822-8144

2 障害者手帳

身体障害者手帳を取得すると、障害の程度に応じて、法律などによって援護(サービス)が受けられるようになります。

障害者手帳は、紙形式とカード形式のどちらかを選択することができます。

※ 紙形式とカード形式の両方は持てません。

※ カード形式の障害者手帳は顔写真が白黒となります。なお、手帳カバーはつきません。

2-1 身体障害者手帳

対象者	視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に身体障害者福祉法に定める永続する障害がある方
等級	障害の程度によって1級から6級まで区分されます。
申請に必要なもの	●指定医師の診断書※ ●顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課 認定係 (TEL 046-822-8248)

※ 指定医師については市 HP をご覧になるか障害福祉課にお問い合わせください。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g_info/shitei15jo_1.html



手帳の再交付などの手続きに必要なもの

○…必要なもの

	手帳	顔写真	指定医師 の診断書	個人番号
手帳をなくしたとき (紛失再交付の場合、 警察の遺失届受理番号が必要)		○		○
手帳が破れたり、汚れたとき	○	○		○
写真を新しくしたいとき	○	○		○
障害の程度が変わったとき	○	○	○	○
違う障害を加えるとき	○	○	○	○
住所、氏名などが変わったとき	○			○
本人が死亡したとき	○			

※ 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類(委任状等)が必要です。
(住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。)

3 相談会

3-1 身体障害者更生相談会（予約制）

障害者の便宜を図るため、次のとおり更生相談会を実施しています。

	肢体不自由者の補装具巡回相談会	耳の聞こえ相談
対象者	補装具の同型再作製・修理を希望する方	聴力の低下を感じる方
内 容	県立総合療育相談センターの医師などによる補装具の判定など。 毎月1回(原則 第1水曜日)	聴力検査を行い、現在の聞こえの状態について説明します。 必要に応じて医療機関をご紹介します。
手続き	要予約(事前に障害福祉課にお問い合わせください。)	
会 場	総合福祉会館(横須賀市本町 2-1)	

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス第2係 (TEL 046-822-8249)

4 医療

4-1 自立支援医療費（育成医療）の支給

障害の除去・軽減を目的とした治療の費用を助成します。一部自己負担があります。

対象者	<18歳未満の児童> ●肢体不自由 ●視覚障害 ●聴覚または平衡機能障害 ●音声・言語・そしゃく機能障害 ●内部障害(心臓・腎臓・小腸・肝臓機能障害など) ●ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ●現存する疾病を放置すると将来これらの障害を残すと認められる児童
手続きに必要なもの	●申請書 ●医師の意見書 ●健康保険証 ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	●こども給付課 ●中央健康福祉センター ●北健康福祉センター ●南健康福祉センター ●西健康福祉センター

問い合わせ こども給付課 (TEL 046-822-9729)

4-2 自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障害者の障害の軽減、又は進行の防止、機能回復を図るために必要な医療費について助成します。(角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など)

対象者	<18歳以上> ●身体障害者手帳交付者
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●医師の意見書 ●健康保険証 ●市民税課税(非課税)証明書(同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の方の分は不要) ●特定疾病療養受領証(お持ちの方) ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課 認定係 (TEL 046-822-8385)

<備考>①一部自己負担があります。②事前に医療機関で相談のうえ、障害福祉課へ。③指定医療機関については、障害福祉課にお問い合わせください。④手術、治療を行う前に申請が必要です。

5 年金・手当

5-1 障害年金（国民年金・厚生年金）

身体障害者手帳の等級が4級以下でも、障害の内容や程度によって障害年金が支給される場合があります。

対象者	年金法上に定める障害の状態にある方 ※ 65歳を過ぎて障害者となった方は、原則として対象になりません。その他詳細については下記窓口へお問い合わせください。
窓口	横須賀年金事務所(横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀 TEL046-827-1251) 又は 窓口サービス課(TEL046-822-8235) ※ ご相談は予約制ですので、お問い合わせの上ご来所ください。

5-2 特別児童扶養手当

身体障害(内部障害を含む)等があり、政令で定める程度以上にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

対象者	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者 ● 身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とすること (おおむね身体障害者手帳 1 級から 3 級までと 4 級の一部)
窓口	こども給付課 (児童扶養手当担当 TEL 046-822-9809)

6 税金

6-1 所得税・市県民税の障害者控除

	所得税	市県民税(住民税)
対象者	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳(4～6級)をお持ちの方	
控除額	27万円	26万円

※ 勤務先で年末調整を受ける場合は、勤務先の給与担当係が窓口です。

※ 所得税の手続きをすれば、市県民税(住民税)の手続きは不要です。

問い合わせ	<所得税>	横須賀税務署	TEL 046-824-5500
	<市県民税(住民税)>	市民税課	TEL 046-822-8192

6-2 市県民税・森林環境税の非課税

翌年の市民税及び県民税(住民税)、森林環境税が非課税になります。

対象者	本人が障害者で、所得が135万円以下である場合 (障害年金は所得に含みません。)
-----	---

※ 「6-1 所得税・市県民税の障害者控除」の手続きをすれば、この手続きは不要です。

問い合わせ	市民税課 TEL 046-822-8192
-------	-----------------------

6-3 相続税の障害者控除

対象者	相続や遺贈で財産を取得した法定相続人である85歳未満の障害者 ※ 詳しい要件については、下記の連絡先にお問い合わせください。
優遇内容	(85歳－障害者の年齢)×10万円を相続税額から控除

問い合わせ 横須賀税務署 TEL 046-824-5500

6-4 身体障害者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税

身体障害者用物品としての義肢、車いす、盲人安全つえ等の購入、借受けについては、消費税及び地方消費税はかかりません。

対 象	次のものを購入または借り受けた場合 ● 身体障害者の使用に供するための特殊な性状 ● 構造または機能を有する物品で一定のもの
-----	--

問い合わせ 横須賀税務署 TEL 046-824-5500

6-5 非課税貯蓄制度（マル優・特別マル優）

身体障害者手帳等の交付を受けている方等の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用を受けることができます。

マル優、特別マル優を利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、「非課税貯蓄申込書」「特別非課税貯蓄申告書」を金融機関の窓口などに提出する必要があります。

預貯金等の種類	(マル優) 預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券 (非課税)元本350万円までの利子
	(特別マル優) 国債、地方債 (非課税)額面350万円までの利子

問い合わせ 金融機関(銀行、証券会社など)

6-6 個人事業税の減免及び非課税

県内に事務所、事業所を設けて法定業種の事業を営んでいる個人

対象者	4 級の身体障害者が個人で事業を営む場合(納期限までに申請が必要です。)
減免額等	税額から 5,000 円を限度として減免

問い合わせ 横須賀県税事務所 TEL 046-823-0210

6-7 自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免

対象者	● 視覚 4 級(視力で認定されている人) ● 平衡機能 5 級 ● 下肢機能 4～7 級 ● 体幹機能 5級 ● 内部機能 4級
-----	---

減免内容	①上記の方が所有し、運転する自動車 ②もっぱら上記の方が乗るために上記の方と生計を一にする方が所有し、その方が運転する自動車 ③上記の方で、障害者のみの世帯であり、上記の方が所有し、常時介護する方が運転する自動車 ①～③のいずれかに該当する自動車の自動車税種別割と自動車税環境性能割が減免されます。
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●運転免許証 ●車検証など
備考	1.①～③の「所有」は、リース車を除く自家用車に限ります。 2.②のうち同居でない場合、障害者と生計を一にすることが確認できる書類(所得税確定申告書の控えなど)も必要です。 3.障害者が福祉施設等に入所している場合で、障害者と生計を一にする方が運転する自動車については、障害者の帰宅や通院等のために継続的に週1日以上使用していることが証明されたものに限りします。 4.③の場合、必要書類については県税事務所にお問い合わせください。 5.軽自動車の軽自動車税環境性能割が減免になる場合があります。 (登録した日から1月を経過する日までに申請)

問い合わせ 横須賀県税事務所 TEL 046-823-0210

6-8 軽自動車税（種別割）の減免

対象者	●視覚 4 級(視力で認定されている人) ●平衡機能 5 級 ●下肢機能(または移動機能) 4～6級 ●体幹機能 5級 ●内部機能 4級
減免内容	①上記の方が所有し、本人が運転する軽自動車など ②上記の方が乗るために上記の方または生計を一にする方が所有し、その方が運転する軽自動車など ③上記の方で、障害者のみの世帯であり、上記の方が所有し、常時介護する方が運転する軽自動車など ①～③のいずれかに該当する軽自動車などの軽自動車税(種別割)が減免されます。
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●運転免許証 ●車検証(登録済証・標識交付証明書)
備考	1.減免できる車両は1人の対象者につき普通自動車などを含め1台に限られます。 2.減免申請は納期限(5月末)までに市民税課軽自動車税窓口で行ってください。普通自動車と異なり車両登録時に行うものではありません。期限を過ぎると申請はできません。 3.初回減免の後、次年度以降継続して減免を受けられる方は、毎年4月初旬に減免確認書(申請書)を送付しますので、必要箇所に記入のうえ指定期限までに必ず返送してください。ご回答がない場合、減免を取り消すことがありますのでご注意ください。 4.毎年6月初旬に「軽自動車税(種別割)賦課決定及び減免決定通知書」が送付されます。 5.車両の変更(普通自動車含む)、手帳記載内容の変更、車両名義の変更など減免内容に変更があった場合は新たに減免の申請等が必要になります。 前もって市民税課 軽自動車税担当(TEL 046-822-9733)にご相談ください。

7 障害福祉サービス

7-1 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある方それぞれの障害の程度や社会活動の様子、居住などの状況を踏まえて個別に支給決定が行われる支援サービスです。

サービスの種類	内 容
訪問系サービス	主に自宅で提供される支援サービス ●居宅介護(ホームヘルプ) ●行動援護
日中活動系サービス	施設を利用して主に昼間に提供される支援サービス ●生活介護 ●自立訓練(機能訓練・生活訓練) ●就労移行支援 ●就労定着支援 ●就労継続支援(A型・B型) ●短期入所(ショートステイ) 児童福祉法に基づくサービス ●児童発達支援(未就学児) ●放課後等デイサービス(学齢期児童) ●保育所等訪問支援など
居住系サービス	施設などで、主に夜間や休日に提供される支援サービス ●施設入所支援 ●共同生活援助(グループホーム)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●審査用の医師意見書(必要時) ●市民税課税(非課税)証明書(必要時) ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課 (障害サービス第3係 TEL 046-822-8249)

- ※ ①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。
 ②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。
 ③介護保険被保険者は、介護保険での給付が優先されます。

7-2 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある方のニーズや社会資源の状況など地域の実情に応じたサービスです。

移動支援事業、日中一時支援事業(日帰り短期入所)があります。

サービス	移動支援事業	日中一時支援事業(日帰り短期入所)
対象者	●身体障害者手帳交付者	●身体障害者手帳交付者(18歳未満)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●市民税課税(非課税)証明書(必要時) ●個人番号(個人番号カードなど)	
窓口	障害福祉課 (障害サービス第3係 TEL 046-822-8249)	

- ※ ①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。
 ②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

8 補装具・日常生活用具等

8-1 補装具費の支給制度

補装具費の支給制度は、身体障害者手帳を持っている方、または難病(対象の369疾病)の方に必要な装具の購入、あるいは修理するにあたり、費用の一部を支給する制度です。

補装具とは、身体機能を補完し、または代替し、長期間にわたり継続して使用されるもので、支給に際し専門的な知見(意見)を要するものです。

装具ごとに、支給条件が決められています。購入や修理をする前にお問い合わせください。

購入(修理)後に申請しても支給を受けられません。

対象者	●身体障害者手帳交付者 ●障害者総合支援法の対象疾病(難病等) (＜別冊＞「障害者福祉の手引き(資料)」参照)
種類	●義肢(義手・義足) ●装具(下肢・靴型・体幹・上肢) ●姿勢保持装置 ●車いす ●電動車いす ●視覚障害者安全杖 ●義眼 ●眼鏡(矯正用・遮光用等) ●補聴器 ●歩行器 ●歩行補助杖 ●重度障害者用意思伝達装置 ●人工内耳修理(音声信号処理装置)など
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳(難病患者の方については、特定医療費(指定難病)医療受給者証または疾患名の記載された診断書) ●相談記録票及び医学的判定(意見)書 ●処方箋 ●見積書 ●市民税課税(非課税)証明書もしくはマイナンバー(転入等で本市で課税状況が把握できない場合)
窓口	障害福祉課 障害サービス第2係 (TEL 046-822-8249)

＜注意＞①原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

児童を除き、市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外となります。

②補装具には、それぞれ定められた耐用年数があります。

③65歳以上の方、もしくは介護保険を利用中の方は、次の品目について、介護保険での貸与が優先されます。・車いす、電動車いす(附属品を含む)、歩行器、歩行補助杖

8-2 日常生活用具給付事業

日常生活用具とは、在宅の障害者の日常生活を便利にするための用具のことです。

認定されている障害の種類・等級によって、給付を受けられる品目が異なります。

必ず、購入する前に申請してください。購入後に申請しても給付を受けられません。

種類	●入浴補助用具 ●歩行補助杖 ●移動・移乗支援用具 ●携帯用会話補助装置 ●視覚障害者用拡大読書器 ●ストマ用具など
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●見積書 ●市民税課税(非課税)証明書(必要時)
窓口	障害福祉課 (給付係 TEL 046-822-9488)

＜注意＞①原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外となります。

②品目ごとに補助基準額があり、これを超える分は自己負担です。

③65歳以上の方、もしくは介護保険を利用中の方は、品目により介護保険での支給・貸与が優先されます。

④日常生活用具には、それぞれ定められた耐用年数があります。同じ品目について再度申請するには、耐用年数を経過している必要があります。

⑤在宅での生活を便利にするための用具のため、施設に入所している方または病院に入院している方は受けられません。(一部、例外の用具もあります。)

9 外出

9-1 乗り物の割引

(1) 鉄道運賃の割引

手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別(第1種・第2種)に応じて下表のとおり割引されます。

	障害者単独利用	障害者と介護者1名で利用	
対象者	第1種、第2種 障害者共通	第1種障害者	第2種障害者 (12歳未満の小児のみ)
京浜急行 JR 等	普通乗車券のみ	普通 定期 回数乗車券	定期乗車券のみ
	片道100キロを超えた 場合に5割引	距離に関係なく、障害者・ 介護者ともに5割引 ※介護者の定期は通勤定 期に限る。	介護者の通勤定期券のみ 5割引

※ 横浜市営地下鉄、シーサイドラインには障害者単独利用の場合の距離制限はありません。

※ ICカード(障害者用 Suica・PASMO)でのご利用が可能です。(Suica または PASMO が使えるエリア)

※ 障害者用 IC カードを、定期乗車券としてご利用が可能です。

購入場所: (Suica)JR 東日本の Suica エリア内のみどりの窓口

(PASMO)PASMO 鉄道事業者の窓口など(一部事業者除く。)

(注)カードの有効期限は、お求めいただいた日から1年後の同月末日までとなります。

窓口等で、障害者手帳などでサービス対象であることを確認し、有効期間を1年延長します。

※ 割引乗車券をご購入の際には、駅係員が対応します。

※ その他割引内容は鉄道会社により取り扱いが異なる場合があります。

問い合わせ 詳しくは各鉄道会社営業所または各駅へお問い合わせください。

(2) バス運賃の割引

割引率	バス会社により取り扱いが異なる場合があります。
利用方法	・障害者手帳、所定の運賃割引証のいずれかを係員に提示してください。 ・ICカードで利用できます。 ・身体障害者手帳交付者については、手帳の紛失が心配な方に運賃割引証を障害福祉課及び各行政センターで交付しています。

手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別(第1種・第2種)に応じて下表のとおり割引されます。

種別	第1種障害者		第2種障害者
乗車形態	障害者が 単独で乗車	障害者が 介護者とともに乗車	障害者が 単独で乗車
乗車券 (運賃)	本人が5割引	本人5割引 介護者5割引	本人5割引
定期乗車券	本人が3割引	本人3割引 介護者3割引	本人3割引

問い合わせ 詳しくは各バス会社営業所へお問い合わせください。

(3) 国内航空運賃の割引

割引率	航空会社や路線により異なります。
利用方法	搭乗券購入時および搭乗時に手帳を提示してください。

問い合わせ 詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

(4) 有料道路通行料金の割引

東日本・首都・中日本など高速道路株式会社6社、各府県道路公社等の有料通常料金が5割引になります。

対象自動車		●身体障害者手帳所持者本人が自ら運転する自動車	<自動車の範囲> 自家用車、二輪自動車(125cc以上)、知人の車、レンタカー、代車など
		●第1種の身体障害者手帳所持者を同乗させて、介護者が運転する自動車	<自動車の範囲> 自家用車、二輪自動車(125cc以上)、知人の車、レンタカー、代車、タクシー(一般・介護・福祉)、福祉有償運送車両など
手続き方法	一般レーンのみ	障害福祉課窓口申請(割引シールを交付します。) <必要なもの> ●身体障害者手帳(1種・2種) ●身体障害者手帳2種の場合は運転免許証	
	ETC利用登録	オンライン申請(詳細は有料道路 ETC 割引登録係へ) URL: https://www.expressway-discount.jp/guide/ 障害福祉課窓口申請(割引シールを交付、ETC 割引の登録をします。) <必要なもの> ●身体障害者手帳 ●車検証(電子車検証を取得されている場合は、併せて「自動車検査証記録事項」) ●身体障害者手帳2種の場合は運転免許証 ●障害者本人名義のETCカード(18歳未満の場合は親権者のETCカードも可) ●ETCセットアップ申込書・証明書 ※ 障害福祉課で証明を受けた後、申請者が有料道路ETC 割引登録係へ証明書を提出。	
割引有効期限		●新規申請、変更申請 ⇒ 申請完了日から2回目の誕生日まで ●更新申請の場合 ⇒ 申請完了日から3回目の誕生日まで ※ 有効期限の2か月前から前日まで更新申請をすることができます。	
窓口		障害福祉課 オンライン申請については、有料道路ETC割引登録係	

自動車	割引適用範囲		
	ETC 割引において事前申請で登録できる自動車※1	一般レーン割引において事前に登録していない自動車(障害福祉課で割引シールの交付を受けている方)	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、二輪自動車	○※2	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー※3	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

- ※1 ETC利用申請を行うためには自動車の事前登録が必要です。
 ※2 所有者要件があります。詳細はお問合せください。
 ※3 ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時または乗車する前に、タクシー会社または乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ず申し、利用できるか確認した上ご乗車ください。

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385
 <オンライン申請及び制度の詳細について>
 有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233

(5) タクシー運賃の割引

割引率	運賃が1割引(個人タクシーを含む。)
利用方法	・タクシーに乗車した際に、運転手に身体障害者手帳を提示してください。

※ 横浜・川崎・横須賀のタクシーに関する苦情や要望は、神奈川タクシーセンターへお寄せください。
 (TEL 045-252-0300 ホームページもあります。)

問い合わせ 詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

(6) フェリー旅客運賃の割引

割引率	東京湾フェリーの旅客運賃で障害者本人と介護者1人分が5割引
利用方法	乗船券販売窓口で、身体障害者手帳を提示してください。
窓口	東京湾フェリー(横須賀市久里浜 8-17-5) TEL 046-830-5622

9-2 自動車等利用の援助

(1) 自動車運転訓練費の助成

県公安委員会指定の自動車教習所で免許証取得のための初めての技能教習を受けた費用の3分の2を助成します。ただし、10万円を限度とします。

対象者	●身体障害者手帳交付者で次に該当する方 ○下肢4級 ○内部障害4級
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●技能検定合格証明書 ●運転免許証(普通自動車に限る。) ※ 申請の期限は免許証の初めての交付を受けた日から1年以内です。
窓口	障害福祉課 (給付係 TEL 046-822-9488)

(2) 自動車改造費の助成

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を10万円を限度として助成します。ただし、改造を行う前に申請が必要です。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、原則として次の条件の全てに該当する方 ●通勤などのために本人が所有する自動車を自分で運転する方 ●本人または本人を扶養している方の所得が定められた限度額以下であること
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●見積書 ●運転免許証 ●車検証(電子車検証の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」) ●源泉徴収票(必要時) ●改造内容のわかるカタログ(コピー可)
窓口	障害福祉課 (給付係 TEL 046-822-9488)

(3) 駐車禁止除外指定車の指定

神奈川県公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲出すれば、駐車禁止区域内(法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く)でも、緊急自動車や他の交通の妨害とならない限り駐車できます。

対象者	●下記に該当する身体障害者手帳交付者 ○視覚4級(視力で認定されている人) ○下肢機能4級
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳の写し及び原本 ●駐車禁止除外車両指定申請書 ●交付を受ける方の住民票の写し ●旧標章(更新の場合のみ) ●委任状(代理申請の場合のみ)
窓口	交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課 午前9時～正午、午後1時～午後4時(土日、祝日及び年末年始の休日を除く。)

※ 詳しくは下記の神奈川県警察ホームページをご参照いただくか、各警察署交通課までお問い合わせください。
<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf4051.html>

問い合わせ

横須賀警察署 TEL 046-822-0110
 田浦警察署 TEL 046-861-0110
 横須賀南警察署 TEL 046-835-0110

9-3 その他

(1) 障害者に関するマークの一例

障害者のための国際シンボルマーク

窓口 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (TEL 03-5273-0601)



このマークは、障害者が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。

なお、個人の車にマークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はありませんので、ご注意ください。

ヘルプマーク

窓口 横須賀市障害福祉課、各行政センター(追浜・田浦・逸見・衣笠・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西)



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成、推進しているマーク。

ヘルプマークの配布について、障害福祉課・各行政センター窓口にお申し付けください。

(2) 施設通所者の交通費助成

訓練などのため施設や地域作業所に通所した方に交通費を助成します。(①または②)

対象者	●市が定める障害者施設に通所している方
補助額	①交通費の全額(1日あたりの上限額 2,500 円(片道の場合は 1,250 円)) (最も経済的かつ合理的と認められる通所の経路及び方法により算出した額) ②自家用車による送迎⇒2,000 円 (1か月の開所日数のうち、6日以上保護者の送迎により通所した方)
窓口	市内の施設・作業所に通所⇒通所先の施設でお手続きください。 市外の施設・作業所に通所⇒障害福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

10 情報・意思疎通支援

10-1 点字版・録音版広報紙の発行

広報よこすかの点字版または録音版を送付します。

対象者	●視覚障害者
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳
窓口	点字図書館(横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 4 階) TEL 822-6712

10-2 110 番アプリシステム・FAX110 番

聴覚、音声機能または言語機能障害のある方が、スマートフォン・携帯電話のメール、ファクスを利用して警察へ通報できるシステムです。緊急に警察官に来てほしいときなどに利用できます。

問い合わせ <110 番アプリシステム> 警察庁のホームページ
<FAX110 番> 神奈川県警本部のホームページ

10-3 FAX119 番

聴覚、音声機能または言語機能障害がある方のファクスを利用した通信手段です。
火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。
ファクス番号 119(無料)(消防局に設置されています。)

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス第1係
TEL 046-822-9488 FAX 046-825-6040

10-4 NET119 サービス

聴覚、音声機能または言語機能障害がある方のスマートフォン・携帯電話を利用した通信手段です。火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。

対象者	●聴覚障害者 ●音声・言語・そしゃく機能障害者 ●音声による緊急通報に不安がある方
手続きに必要なもの	<NET119 サービスの事前登録> 携帯電話もしくはスマートフォン
窓口	消防局指令課(消防局庁舎3階:平日 9 時～17 時)

問い合わせ 消防局指令課 TEL 046-821-6461 FAX 046-823-8406

11 公共料金等

11-1 NHK放送受信料の減免

下記に当てはまる場合、NHKの放送受信料が減免されます。障害福祉課で資格確認を受けて、NHK横浜放送局に申請書を提出していただきます。

対象世帯	免除額	手続きに必要なもの
次の障害者が、世帯主でNHKとの放送受信契約者である方 ●身体障害者手帳(視覚障害4級～6 級)交付者 ●身体障害者手帳(聴覚障害4級～6 級)交付者	半額	●身体障害者手帳 ●印鑑 <申請者が代理人の場合> ア 代理人と世帯主が同一世帯 ●代理人の本人確認書類 イ 代理人と世帯主が同一世帯ではない ●代理人の本人確認書類 ●委任状
●障害者手帳交付者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税※	全額	

※ 年の途中で転入した方は非課税証明書が必要になる場合があります。
詳しくは下記へお問い合わせください。

窓口	障害福祉課 認定係 (TEL 046-822-8248)
----	------------------------------

問い合わせ <放送受信料免除について>NHK横浜放送局経営管理企画センター
〒231-0023 横浜市中区山下町 281 TEL 045-212-2661

11-2 ふれあい案内（無料番号案内）

無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。(ご利用には事前登録が必要です。)

対象者	●身体障害者手帳交付者で次に該当する方 ・視覚障害4級～6 級 ・聴覚障害4級～6 級 ・音声、言語、そしゃく機能の障害 4 級
-----	---

問い合わせ NTT東日本ふれあい案内
TEL:0120-104174 FAX:0120-104134
受付:午前9時～午後5時 月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日は休み)

11-3 携帯電話の基本使用料等の割引

携帯電話の月額基本使用料や各種サービスの月額使用料等が割引になる場合があります。

窓口	詳しい手続きや内容は、携帯電話取扱店窓口へお問い合わせください。
----	----------------------------------

11-4 神奈川県立文化施設の入場料免除

対象の県立文化施設の入場料が無料になります。

施設名	所在地	問い合わせ先
県立大船フラワーセンター “日比谷花壇大船フラワーセンター”	鎌倉市岡本 1018	TEL 0467-46-2188
県立歴史博物館	横浜市中区南仲通 5-60	TEL 045-201-0926
県立金沢文庫	横浜市金沢区金沢町 142	TEL 045-701-9069
県立近代美術館(葉山館)	三浦郡葉山町一色 2208-1	TEL 046-875-2800
県立近代美術館(鎌倉別館)	鎌倉市雪ノ下 2-8-1	TEL 0467-22-5000
県立神奈川近代文学館	横浜市中区山手町 110	TEL 045-622-6666
県立生命の星・地球博物館	小田原市入生田 499	TEL 0465-21-1515

11-5 市立施設の使用料や駐車料金の減免

対象の横須賀市立施設の使用料や有料駐車場の駐車料金が減免されます。対象や内容、利用方法については、施設によって異なるので、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	問い合わせ先	料金減免制度の有無	
			施設	駐車場
健康増進センター (すこやかん)	西逸見町1-38-11	TEL 046-822-4411	○	◎
ウェルシティ市民プラザ		TEL 046-824-7561 (代表)	—	
市営公園水泳プール	市内5か所	TEL 046-822-9561 (公園管理課)	○	馬堀のみ
総合体育会館	不入斗町 1-2	TEL 046-826-2800	○	◎
北体育会館	夏島町 2	TEL 046-865-9333	○	◎
南体育会館	久里浜 6-14-1	TEL 046-835-0780	○	無料
西体育会館	長坂 1-2-3	TEL 046-856-8199	○	無料
佐島の丘温水プール	佐島の丘 1-1-1	TEL 046-855-0911	○	◎
くりはま花の国	神明町 1	TEL 046-833-8282	○	◎
くりはま花の国プール (障害者温水訓練室)	神明町1821-12	TEL 046-835-7754	◎	無料
しょうぶ園	阿部倉 18-1	TEL 046-853-3688	◎	◎
うみかぜ公園	平成町 3-23	TEL 046-826-2899	無料	◎
海辺つり公園	平成町 3-1	TEL 046-822-4022	無料	◎

施設名	所在地	問い合わせ先	料金減免制度の有無	
			施設	駐車場
夏島都市緑地	夏島町 2-26	TEL 080-2391-9779	—	◎
夏島グラウンド	浦郷町5-2931-71		○	
荒崎公園	長井 6-5320-3	TEL 046-857-2500	無料	◎
三笠公園	稲岡町 82-14	TEL 046-824-6291	無料	◎
不入斗公園	不入斗町 1-2-1	TEL 046-823-9360	○	◎
大津公園	大津町 5-4-1	TEL 046-823-1550	○	◎
猿島公園	猿島 1	TEL 046-825-7144	◎	—
追浜公園	夏島町 2-2	TEL 046-865-3307	○	◎
はまゆう公園	不入斗町 4-25	TEL 046-826-2874	○	◎
衣笠公園	平作 1-6-2	TEL 046-851-0947	○	無料
佐原2丁目公園	佐原 2-2-10	TEL 046-833-5505	○	◎
光の丘公園	光の丘 8-9	TEL 046-849-9120	○	◎
西公園	武 3-33-1	TEL 046-857-6022	○	◎
湘南国際村西公園	湘南国際村1-2-5	TEL 046-858-0779	○	◎
総合福祉会館	本町 2-1	TEL 046-821-1300	◎	無料
長井海の手公園 (ソレイユの丘)	長井 4	TEL 046-857-2500	—	◎
ヴェルニー公園	汐入町 1-1	TEL 046-845-6660	無料	◎
ヴェルクよこすか (勤労福祉会館)	日の出町 1-5	TEL 046-822-0202	トレーニング室 のみ半額	◎
文化会館	深田台 50	TEL 046-823-2950	—	◎
自然・人文博物館	深田台 95	TEL 046-824-3688	無料	◎
横須賀美術館	鴨居 4-1	TEL 046-845-1211	◎	◎
自転車等駐車場	市内17駅周辺 28か所	TEL 046-822-8236 (土木計画課)	身体障害者手帳 のみ全額減免	—
コミュニティセンター ^{注1} (鴨居コミュニティセンタートレーニング 室を除く)	21施設	TEL 046-822-8303 (地域コミュニティ支援課)	障害者手帳の提示 による減免は なし。注1に記述 した団体のみ使 用料金を減免	—
鴨居コミュニティセンタ ートレーニング室 ^{注2}	鴨居 3-11-12	TEL 046-841-1042	○	—

(表の見かた) ◎印…障害者手帳をお持ちの方は全額減免(介助者1名まで全額減免)

○印…障害者手帳をお持ちの方は半額減免(介助者1名まで半額減免)

無料…どなたでも無料で利用できます。

—印…減免制度はありません。

注1 コミュニティセンターは、＜別冊＞「障害者福祉の手引き(資料)」に掲載されている以下の団体のみ使用料金を減免することが可能です。

1.障害者関係団体 5.障害者地域作業所・地域活動支援センター 6.地域訓練会実施団体

詳細は、地域コミュニティ支援課にお問い合わせください。

注2 鴨居コミュニティセンタートレーニング室は、個人使用のため障害者手帳の提示により半額減免(介助者1名まで減免)

※その他障害者向けの割引制度の有無については、各施設・事業者にご直接お問い合わせください。

12 住宅

12-1 住まい探し相談

民間賃貸住宅を探している障害者に対して、月1回相談会を実施しています。(予約制)

窓口	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 相談受付:月曜日～金曜日(祝日は休み)午前9時～午後5時
----	--

問い合わせ 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
TEL 045-664-6896 FAX 045-664-9359

12-2 住宅改修相談

高齢の方や障害のある方が、より住みやすい環境をつくるために、(一社)神奈川県建築士事務所協会横須賀支部の建築士が無料で相談に応じます。(予約制、1時間)

窓口	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 横須賀支部 (横須賀市社会福祉協議会相談室 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館2階) 相談受付:毎月第2・第4水曜日 午前10時～正午、午後1時～午後3時 ※ 身体状況等により来室できない場合は別途ご相談ください。
----	---

問い合わせ (一社)神奈川県建築士事務所協会 横須賀支部 TEL 046-823-0386
予約受付:月曜日～金曜日(祝日は休み)午後1時～午後5時

12-3 市営住宅の当選率の優遇

一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は市の広報などに掲載されます。

対象者	申込本人または同居しようとする家族に次の方がいる世帯 ●身体障害者手帳4級交付者
窓口	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横須賀サービスセンター (横須賀市小川町 19-5 富士ビル No.Ⅱ 4階)

※ 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。
なお、ひとりりで生活できる障害者は、単身でも入居申込ができます。

問い合わせ (一社)かながわ土地建物保全協会 横須賀サービスセンター
TEL 046-823-1973 FAX 046-825-3315

12-4 県営住宅の当選率の優遇

一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は県の広報などに掲載されます。

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022>

対象者	申込本人または同居しようとする家族に次の方がいる世帯 ●身体障害者手帳4級交付者
窓口	神奈川県住宅営繕事務所入居管理課 (横浜市西区岡野 2-12-20(横浜西合同庁舎内))

※ 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。
なお、単身者向住宅には障害者の優遇はありません。

問い合わせ 神奈川県住宅営繕事務所入居管理課
TEL 045-311-8105 FAX 045-311-8107

12-5 県営住宅家賃の減免

収入に応じて10%から60%の減額が適用されます。

対象者	県営住宅入居者、一定額以下の収入(非課税所得を含む)で、次の方がいる世帯 ●身体障害者手帳4級交付者
窓口	株式会社東急コミュニティ 横須賀サービスセンター(指定管理者) (横須賀市根岸町3-11-8 グランドメゾン北久里浜)

※ 家賃減免期間中に家賃を滞納すると、減免を取り消すことがあります。

※ 障害の程度ア、イによって収入の上限が変動になりますので、詳細は窓口までお問合せください。

問い合わせ 株式会社東急コミュニティ 横須賀サービスセンター(指定管理者)
TEL 046-833-7361

12-6 UR賃貸住宅の入居者募集にかかる優遇措置

UR都市機構の賃貸住宅(UR賃貸住宅)に申し込む場合、以下のとおり優遇措置があります。

(1)UR賃貸住宅の優遇措置

◎「近居割」について	
内容	障害者を含む世帯などの優遇対象世帯(他に子育て世帯や高齢者世帯が該当)と、この世帯を支援する世帯が、UR都市機構の指定する同一団地、近隣団地(おおむね半径2キロ圏内)などで「近居」する場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後5年間5%引き制度です。
◎新築のUR賃貸住宅(抽選)にお申込みいただく場合	
内容	申込本人または同居する親族に、次に該当する障害者が含まれる世帯の方は当選率が一般の人に比べおおむね20倍優遇されます。
対象者	●身体障害者手帳4級交付者
窓口	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 ホームページ ○物件情報 https://www.ur-net.go.jp/chintai/

(2)UR賃貸住宅のお申込み資格の特例

対象者	<収入基準等の条件があり> ●障害者世帯 ●高齢者 ●父子母子世帯 ●満18歳以上の学生
-----	---

問い合わせ お申込み資格についての詳しい説明は、下記のUR営業センターへ

営業センター	住所	電話番号	営業時間
UR 横浜営業センター	横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア2階	045-461-4177	9:30~18:00 (定休日:水曜・年末年始)
UR 藤沢営業センター	藤沢市南藤沢22-1 神中第2ビル6階	0466-50-0061	9:30~18:00 (定休日:水曜・年末年始)
UR 港北営業センター	横浜市都筑区茅ヶ崎中央6-1 サウスウッド3階	045-530-5033	10:00から18:00 (定休日:年末年始)
UR 港南台営業センター	横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3階	045-834-3351	9:30~18:00 (定休日:水曜・年末年始)

13 就労・雇用

13-1 障害者の雇用促進

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、主に次のような規定を設けています。

規定	●事業主は法律に定められた障害者雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません。 ●障害者雇用率未達成の事業主(常時雇用労働者数100人超)は、障害者雇用納付金の支払いが必要となります。 ●障害者雇用率をこえて障害者を雇用する事業主には一定の条件のもと障害者雇用調整金が支給されます。 ●障害者を解雇する場合は、公共職業安定所長に届出なければなりません。 ●障害者を雇用する事業所には、一定の条件のもとに各種の助成金が支給されます。
----	---

13-2 公共職業安定所（ハローワーク）

専門援助部門の窓口において、障害者それぞれの適性や能力に応じた、きめ細やかな職業相談・紹介・就職後のアフターフォローなどを、就労支援機関との連携のもと行っています。また、インターネット（ハローワークインターネットサービス）で、障害者を対象とした求人も閲覧することができますので、併せてご利用ください。

問い合わせ

横須賀公共職業安定所（ハローワーク）
横須賀市平成町 2-14-9 TEL 046-824-8609(43#)

13-3 職業訓練

神奈川障害者職業能力開発校などにおいて、障害者が就職するために必要な技術を習得するための職業訓練を行っています。

訓練コース	<令和6年4月生> ●総合CAD(身体) ●ITチャレンジ(身体) ●Web・DTP制作(身体) ●ビジネスサポート(視覚) ●ビジネスキャリア(身体)
訓練期間	コースにより6か月、1年に分かれています。 また、県内各地域において、訓練期間が3か月程度の委託訓練「トライ」も随時実施しています。

問い合わせ

横須賀公共職業安定所（ハローワーク）
横須賀市平成町 2-14-9 TEL 046-824-8609(43#)

13-4 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース他）制度

障害者など就職が特に困難な者を、ハローワークなどをとおして、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して、1～3年間助成するもので、支給期間、支給額は、企業規模、所定労働時間、障害区分・程度により異なります。

問い合わせ

横須賀公共職業安定所（ハローワーク）
横須賀市平成町 2-14-9 TEL 046-824-8609(43#)

13-5 よこすか就労援助センター、 よこすか障害者就業・生活支援センター

就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図るため、対象者が抱える課題に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を行っています。

対象者	●就労を希望する障害者等 ●在職中の障害者等
窓口	よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター (横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 4 階)

問い合わせ よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター
TEL 046-820-1933

13-6 視覚障害者技能習得援助資金の貸付

中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職しようとする視覚障害者の技能習得を容易にし、職業的自立を促進するために貸し付けしています。

対象者	●視覚障害者 1級～6 級
貸付金	月額 46,000 円(無利息) (貸付期間:盲学校等在学期間で、36か月が限度) (償還期間:2～10年) 貸付には審査があります。 ※ あん摩マッサージ指圧師等の免許資格を取得した場合は、貸付金の返還を免除します。
窓口	盲学校経由で、公益財団法人神奈川県労働福祉協会へ (横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 7 階)

13-7 身体障害者更生訓練費

身体障害者が社会復帰のために受ける訓練日数に応じて更生訓練費(月額 3,150 円または 6,300 円)を支給します。

対象者	●自立訓練等を利用する一定の条件を満たす身体障害者
窓口	通所先の自立訓練事業所等でお手続きください。

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

13-8 身体障害者就職支度金

身体障害者の自立を支援するため、身体障害者が就職等をする際の就職支度金 36,000 円を支給します。

対象者	●就労移行支援等を利用して就職または自営により自立する身体障害者
窓口	通所先の就労移行支援事業所等でお手続きください。

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

14 横須賀市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民、町内会・自治会、ボランティア団体、社会福祉関係団体、社会福祉施設、企業、民生委員児童委員、社会福祉推進委員、行政、地区社会福祉協議会の参加と協働により、地域福祉の推進を図るため、様々な活動に取り組んでいます。また、福祉に関わる各種相談を受け付けるとともに、必要な支援を行っています。

所在地:横須賀市本町2-1 総合福祉会館2階

ホームページ:<https://www.yokosuka-shakyo.or.jp/shakyo/>

14-1 生活福祉資金貸付相談事業

障害のある方がいる世帯などを対象に、生活の安定と経済的自立を目的とした資金の貸付や相談を行います。借入申込から返済を終えるまで民生委員による相談援助が行われます。

対象者	身体障害者手帳交付を受けた方がいる世帯 (その他、低所得世帯や高齢者のみの世帯なども対象としていますが、いずれも世帯収入基準や年齢など申込資格に制限があります。)
-----	--

問い合わせ

市社会福祉協議会 地域福祉課 (予約制)
TEL 046-821-1301 FAX 046-824-8110

14-2 日常生活自立支援事業 (横須賀あんしんセンター)

日常生活において、自身で福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理などを行うことが不安な障害者や高齢者のためのサービスです。

対象者	●市内在住の障害者及びおおむね65歳以上の高齢者で自身の判断能力に不安のある方
-----	---

サービス	福祉サービス利用援助	日常的金銭管理サービス	書類等預かりサービス
内容	福祉サービス利用手続き 利用料の支払い手続き	日常的金銭管理の定期的な支援 公共料金の支払い手続き 預貯金の出し入れ 等	年金証書、印鑑登録カード、権利証などの大切な書類を金融機関の貸金庫に保管
利用料	本人の所得に応じて訪問1回あたり 0円～2,500円		年額 6,000円

※ 収支状況の確認や契約審査を行いますので、サービス開始まで3か月ほどかかります。

※ このサービスの契約は本人の利用意思が必要です。

問い合わせ

あんしんセンター(横須賀あんしんセンター)
TEL 046-821-3605 FAX 046-827-0264

14-3 ボランティアの活動支援及び相談 (よこすかボランティアセンター)

ボランティア活動をしたい方とボランティアの支援を必要とする方の架け橋になるよう、ボランティア活動に関する相談をはじめ、身近な困りごとについても相談に応じます。また、ボランティアのための講座開催のほか、車いす、布おもちゃ・布えほんの貸し出し等を行っています。

内容	● ボランティア活動及び依頼の受付 ● ボランティア養成講座等の開催 ● 車いす、布おもちゃ・布えほんの貸し出し ● ボランティアに関する相談 等
----	--

※ よこすかボランティアセンターのほか、市内17か所に地区ボランティアセンターがあります。
(地区ボランティアセンターの開所日時・活動内容は、地区によって異なります。)

問い合わせ ボランティアセンター(よこすかボランティアセンター)
TEL 046-821-1303 FAX 046-824-8110

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電 話 046-822-8248 (直通) FAX 046-825-6040